

第三回 参議院水産委員会会議録 第九号

(一一三)

<p>昭和二十三年十一月二十六日(金曜日)</p> <p>本日の会議に付した事件</p> <p>○水産業協同組合法案(内閣提出、衆議院送付)</p> <p>○水産業協同組合法の制定に伴う水産業團体の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)</p> <p>○漁業権等臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)</p> <p>○委員長(木下辰雄君) 只今より委員会を開会いたします。速記を止めます。</p> <p>○委員長(木下辰雄君) 速記を始めます。</p> <p>午後一時四十分開会</p> <p>午後一時四十分休憩</p> <p>午後二時三十九分速記開始</p> <p>○委員長(木下辰雄君) 速記を始めます。</p> <p>それでは暫時休憩いたします。</p> <p>午後二時四十分休憩</p> <p>午後三時三十三分開会</p> <p>○委員長(木下辰雄君) それでは会議を開きます。水産業協同組合法案はか二法案を議題に供します。前会の委員会で質疑が終了しましたので討論に入ります。</p> <p>○千田正君 この水産協同組合法案並びに附属しましたところの漁業権等臨時措置法案、水産業協同組合法の制定に伴う水産業團体の整理等に関する法律案、この問題は事前に質疑應答、且又政府側の詳細なるところの答弁があり</p> <p>ましたので、私としましてはただ一つ條件を附しまして、これに賛成の意を表するものであります。それはこの法案は勿論我が國の基礎産業であるところの農業と漁業、而も漁業は或る点において、正に業界の革命的な法案だと私は考える所以あります。たゞ法は幾ら立派なるものができます、その裏付けになるべきところの、すべての金融面、若しくは資材面において、これに欠くるところがあつたならば、且又それを施行するに當つて、運営の妙を得なかつたならば、空文に等しいものであります。ところを我々は常に考えておられるのであります。つきましてはこの法案を贅成する前にどうか政府当局におかれましては、この法案の裏付けになるとところの金融或いは資材、こういう面において、この割期的な法案の基礎となるところの、すべての施策を十分にないして、漁民及び業界の、今後の發展に資するようにお願いしたい。この条件を附しまして私は本案に対して賛成の意を表するものであります。</p> <p>○青山正一君 水産業協同組合法案外二案に対しまして、社会党を代表いたしまして、原案に賛成するということを意思表示いたします。但次の如き希望意見を強く申入れておきます。</p> <p>第一に漁業権の問題は、この法案は全然載っていない、これは恐らく來議会あたりに漁業法の改正法案として</p>	<p>載るのだろうと思ひますが、漁業協同組合法を施行する場合に、この点が重視されるのではないかと思うのであります。漁業協同組合にどんな漁業権を與えられるだらうか、例えば根付漁業ばかりでなしに、定置とか或いは区劃の漁業権を付與されるかどうか、これが問題になるのじやないかと思うのであります。それで私の最も心配するのはこういつた関係からして、この漁業生産組合と、漁業協同組合の関係に摩擦を生じ、將來協同組合の発達に支障を生じないかどうかといふこと、それから若し法案の如くどうしても認めるというならば、生産組合を協同組合に強く関連性を持たすといふことを強く希望するものであります。</p> <p>第三番目に申上げたいことは、連合会の規定の制限を撤廃し、少くとも農業協同組合法にある如く、漁民の啓蒙教育、綜合的指導調査研究の面を抜ぬいて、沿岸漁業定期網、或いはあぐり、巾着漁業の金融に関する方策を質したばない。想像に余る窮乏に陥つておるのであります。先般農林大臣に対しまして、沿岸漁業定期網、或いはあぐり、巾着漁業の金融に関する方策を質したのであります。或いは水産業協同組合を早急に一日も早くで立ち上げ、漁民の行くところを示さなければならぬことは、これは理の当然であります。それが幾ら立派な法律ができまして、漁業の裏付けなき協同組合は無意味であります。國家資金的な性格の資金を十分に用意する必要がある。金融的措置がなければ、折角民主的な意図も佛つくつて魂入れず、結局ボス勢力の頭という結果になる虞れがあるから、必ず金融的な措置を重視しなければならない。これがなければ意味をなさいものと私は考ふります。</p> <p>それで結論として私は協同組合法制定に当りますては、金融の裏付けを十分に考慮するより希望いたしますが、これも來國会におきまして、十分に採り入れて頂くよう希望する者であります。</p>
--	--

この内閣提出、衆議院送付の水産業
協同組合法案外二法案に原案通り賛成
の諸君の举手を願います。

〔総員举手〕

○委員長(木下辰雄君) 全員賛成と認
めます。

それではこの三法案は満場一致可決
いたしました。

尙本会議における委員長の口頭報告
の内容は、本院規則第百四條によつて、
予め多数意見者の承認を経なければな
らぬことになつております。これは委
員長において本案の内容、本委員会に
おける質疑、應答の要旨、討論の要
旨、及び表决の結果を報告することと
して御承認願うことに御異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと
認めます。それから本院規則第七十二
條によりまして、委員長が議院に提出
する報告書につき多数意見者の署名を
附すことになつておりますから、本
案を可とされた方々は順々に御署名願
います。

多数意見者署名

千田 正 淺岡 信夫
江熊 哲翁 尾形六郎兵衛
矢野 酉雄 田中 信儀
青山 正一

○委員長(木下辰雄君) 農林大臣から
発言があります。

○國務大臣(周東英雄君) 水産業協同
組合法案外関係法案二案の審議に当り
ましては、事柄の非常な重大性に鑑み
られまして、短期間でありますましたにも
拘りませず、参議院におかれましては、
特に予め予備審査を開かれまして、熱
切に予め予備審査を開かれまして、熱

心にその御努力を頂きまして、今日短
い間に議了し、可決を頂きましたこと

につきまして、國家のため厚くお詫を
申上げます。審議の間に述べましては、

十分に尊重いたしまして、適当なとき
に修正をなすべきものにつきましては、

は、改正を加えるとか、或いは行政的
措置を講ずるということについて努力

をいたしたいと思います。殊に委員会
中たび々々御指摘になりました、本法
案と姉妹の関係に立つ漁業権制度を中

心とした漁業法の制定につきまして
は、できるだけ早くこれが完成をいた

しまして、最も早い機会にこれを提案

いたして完璧を期したいと、かように

考えております。尙水産業協同組合法
等の法律が通りました以後、これが設

立その他に關しまして、又設立後にお
けるこれが完全な運営を期するために

とするべき種々の対策につきましては、
政府におきましては、御意見を尊重し

して十分努力いたしたいと存じますが、
この後におきましても何分御協力をお

願いいたしたいと、かように考えてお
ります。

○委員長(木下辰雄君) これを見て本
委員会を閉会いたします。

午後四時五分散会
出席者は左の通り。

委員長 尾形六郎兵衛君
千田 正一君

理事

木下 辰雄君
千田 正君
青山 正一君
江熊 浅岡 信夫君
田中 信義君
矢野 哲翁君
酉雄君

國務大臣 農林大臣 周東 英雄君

政府委員 水産廳長官 飯山 太平君

説明員 農林事務官 (水產廳次長) 藤田 嶽君

昭和二十三年十二月十三日印刷

昭和二十三年十一月十四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局